

平成27年度第5回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年3月25日（金）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第5回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年3月25日（金）

午前10時～

場 所 逗子市役所5階 第7会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第8号 逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について【管財課】
3. 諮問第7号 地域ケア会議に係る個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【介護保険課】
4. 個人情報事務登録簿について
5. 番号法及び行政不服審査法の施行に伴う条例・規則・規程・要綱・要領等の改正について
6. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	青 木 孝
委 員	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

管 財 課 長	西 之 原 雅 彦
---------	-----------

管副	財主	課幹	大	木	肇
管主	財	課事	庄	司直	人
介課	護保	險課長	須	田正	二
介副	護保	險課幹	小	川	慎
介主	護保	險課査	間	邊利	恵

事務局等出席者

情報公開課	情報公開課	情報公開課	矢	島小百合
情報係	情報公開課	情報公開課	内	田典久
情報非嘱	情報公開課	情報公開課	大	槻花子

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第5回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成27年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第8号 逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について【管財課】
- ・ 【資料2】 諮問第7号 地域ケア会議に係る個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について【介護保険課】
- ・ 【資料3】 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料4】 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- ・【資料5】個人情報取扱事務委託基準

午前10時開会

○立川会長 それでは、時間になりましたので、平成27年度第5回の個人情報保護運営審議会を開催いたしたいと存じます。

逗子市の個人情報保護運営審議会の規則第3条第2項で、委員の半数以上の出席者をもって成立ということになっておりますが、今回は全員出席なので成立いたします。

それでは、まずきょうの配付資料の確認をお願いします。

事務局、お願いします。

(配付資料の確認)

○立川会長 何か抜けている点の資料ございますでしょうか。いいですか。

それで、諮問の第8号が2番目の議題。それから、諮問第7号が議題の3番になりますので、その順に進めさせていただきます。

まず、議題の1、平成27年度第4回の個人情報保護運営審議会議事録の確認でございますが、これについては、既に皆様方の校正も終わっておりますが、事務局何か、ございますでしょうか。

○内田情報公開課係長 こちらからは特に。ご承認いただければ。

○立川会長 いいですか。

それでは、今のところは各個人で、各委員さんで校正された部分。もし訂正がされてなかったり、間違ったりというようなことがありましたらご指摘ください。

よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ございませんようですので、平成27年度第4回議事録は確定いたしました。

それでは、次に議題の2に移りますが、議題の2は先ほど申し上げましたように諮問第8号、逗子市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

○矢島情報公開課長 管財課職員が参りますので。

—管財課 入室—

○立川会長 では、出席者の方の自己紹介、その後、説明のほうをお願いいたし

ます。

○西之原管財課長 私ども総務部管財課と申しまして、私管財課長の西之原と申します。

○大木管財課副主幹 係長をやっています大木といいます。よろしくお願ひします。

○庄司管財課主事 主事の庄司直人と申します。よろしくお願ひいたします。

○西之原管財課長 それでは、早速説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

この市役所、消防とか、環境クリーンセンターとかも含みますけれども、こちらで所有して、運用しております公用車、全部で100台強ございますけれども、それに、今後、順次ドライブレコーダーという装置をつけて活用するというので、これは目的としましては、運行する職員の安全運転意識の向上。それから、交通事故等における責任の明確化。こういったものを目的としてドライブレコーダーを設置するに当たりまして、管理運用に関する要綱。本日資料として提出させていただいていると思ひますが、要綱案でございます。まだ、これは確定したものではありません。こういったものを策定し、運用したいと考えております。

諮問させていただく概要といたしましては、別添の資料のほうにもまとめさせていただいておりますが、まず想定しているドライブレコーダーの機能ですけれども、車を走らせていて、事故が発生した場合に、その事故の際の衝撃ですとか、または必要に応じて手動操作によって、その前後の映像を記録媒体に保存されるという、そういった機能のものを想定しているところですが。

その機能を作動させた際に、カメラの撮影範囲内にあります事故の相手方というのがあると思ひます。また、たまたまそこにいた方、そういった方の姿ですとか、車両、関係のない車両も入っている可能性はあります。それから、声、音声もとりますので声。それから、車ですから車両ナンバーとか、そういったものが映り込むということが想定されます。

これらの個人情報、本人の同意なくまず収集するということ。それから、保管された情報について、当該事故に係る車両の管理所管、ないしは運転していた者の所属の所管。そういったところで事故の状況確認ですとか、分析、原因の究明等のために利用するということ。

それから、交通事故ということになりますと、責任割合というのがよく出てまいりますので、そういった適正な責任割合ですとか、当該事故の処理に必要な範囲で、これを外部に提供するという事。

それから、交通安全を目的とした研修というのを市役所の中でも交通安全、安全運転管理者という職がありますので、そこが研修会を開いて受けさせているところですけども、こういった場面で、必要に応じて研修のために利用するという事。

それから、事故の当事者はもちろんなんですけれども、事故の当事者でない方も含まれる可能性のある個人情報の収集、利用、外部への提供に当たりまして、本人通知を省略すること。

これらについてご審議いただきたく諮問させていただくものです。

○立川会長 ありがとうございます。

まず確認なんですけど、このドライブレコーダーというのは、公用車全てについていて、各ドライブレコーダーごとに情報は記録されるということですか。

○西之原管財課長 はい。今、冒頭で100台強あると申し上げましたけれども、まだついているというものはほとんどなくて、実際にはまだ数台。

○大木管財課副主幹 全部で6台。

○西之原管財課長 これから時代の流れといいますか、こういったものがありますので、車両更新とか、そういったところでは順次ふえていくだろうというふうには想定しております。

ドライブレコーダーですので、非常に、ものとしては簡単なもので、つけて、そこに小さな記憶をする媒体がありまして、基本的には、それで日ごろは運用していて、事故が起きなければどんどん上書きをされていくような、そういったことを考えています。

ただ、何かありましたときに、そこから取り出して保管をする。そういったことが発生するというふうには考えています。

○立川会長 そのチップを担当の部署で、1つのデータベースに集約するという事はなさるんですか。

○西之原管財課長 一応、要綱のほうでは、市役所のほうに、今3名安全運転管理者というのがおります。一人は、この管財課長の私になるんですけども、

残りの2人が消防のほうの者がおります。それから、環境クリーンセンターの収集車、たくさん持っていますので。

基本的には、その3系統で情報については管理をしていくということになります。

要綱でいきますと、別表の、一番初めの別表になります。第3条関係という別表があって、統括管理責任者。これが安全運転管理者ということになります。これは3名おります。それから、その下の管理責任者というのが、車両を、専ら日ごろ管理をしている、整備とか、そういったもの。そういったところの所管の長というのが想定です。その下は、実際にそういった情報の媒体ですが、そういったものを実際に取り扱う。そういった者がいる。そういった想定になってございます。

○立川会長 必要に応じて事故が起きたとあって、必要に応じてチップの情報というのは、パソコンか何かで一元管理していて、研修等でお使いになるというふうにとっているんですか。

○西之原管財課長 一元管理というのが、先ほどの3名のところで、それぞれということにはなりません。管理はそこでして。その3名の中でも共通して、この部分については、みんなに知らしめたほうがよい、そういったものがありましたら、それは協議の上。実際に研修で使うというときには、加工した形で使わざるを得ないと思いますけれども、そういった形で使うということは想定されます。

○立川会長 それともう1点、これは事故が起きたときに警察等に、外部に提供。そのときの媒体というのは、どうですか。

○西之原管財課長 一度パソコンなりに取り込んだとすれば、それをまた。

○大木管財課副主幹 USBメモリーですかね。

○西之原管財課長 また別の。

○大木管財課副主幹 画像ですので、ちょっと容量が大きくなるとUSBメモリーでしたり。あとは、そんなに大きくなければSDカード。こういったもので適用することを考えています。その際には、第1号様式で別紙1とあるんですけれども、こういった管理簿をつけまして、提供したところ、相手を一元管理を考えております。

○立川会長 わかりました。

以上のことを踏まえて、何かありましたらご質問、お願いいたします。

○青木副会長 容量は、どのくらいのを考えているんですか。

○大木管財課副主幹 一応、要綱の中では、おおむね8日間保存ができるように
ということで考えているんですけども、実際には、事故、衝撃がなければ、
その都度その都度回っていきますので、8メガ程度のメモリーで十分ではない
かなと考えております。

○青木副会長 8ギガ。

○大木管財課副主幹 8ギガです。ごめんなさい。ギガです。

○青木副会長 8日間、8ギガで録音、録画できる？

○大木管財課副主幹 実際には、ぶつかった瞬間しか。その前後だけですので。

○青木副会長 いや、だから。8ギガだと、どのくらいなんだ。結構入りますよ
ね。

○西之原管財課長 保存形式にもよりますけれども。

○青木副会長 1日なんて入らないよ。丸々撮って。

○西之原管財課長 いや、相当圧縮した形で。

○大木管財課副主幹 丸々使ったらそうなんですけれども。実際には、保存され
るのは、本当にぶつかった前後の一、二分間だけ。

○青木副会長 それはわかっているんですが。だから、どんどん上書きされちゃ
うわけでしょ。普通のビデオ、スーパーのビデオと全く同じなんです。原理
的には。上書きされていくので。だから、8日間も使える部分だけがある。必
要なのかなという感じがするんだけど。上書きするんだって事故の直前。基本
的には事故の。

○西之原管財課長 数十秒前ぐらいから。

○青木副会長 そうですよ。実際の、普通のやつだと数十秒もあれば結構な距
離行くので、そうするとほんの。1分あれば十分ぐらいのやつよね。実際に使
うところは。そうすると、それで8日間使える分ぐらいの容量、8ギガで8日
間使える分量なんです。8日間なんか使えないんじゃないかと思うんだけど
も。分量的に。

○立川会長 メモリーのほうが余っちゃうという気が。

- 青木副会長 そうそう。だから8日間使われるんだと、かなり8ギガで全然間に合わない分量だと思うんですね。
- 西之原管財課長 画像のといいますか、データの圧縮の形式にもよると思うんですけれども。
- 青木副会長 いや、さっきの8日間の意味なんですけれども。撮ったのを8日間保存していくのと、それから8日間分全部保存できるのと全く違うわけですよ。本当は保存できれば、本当に1分あれば、1分もあれば十分なんですけれども。
- 大木管財課副主幹 はい。
- 青木副会長 簡単に言ったら、1分間ぐらい保存できる容量でいいわけですよ。どんどん上乗せすれば。
- 西之原管財課長 そうですね。
- 青木副会長 さっきの保存というのは、だからデータの保存のことを言っているのか、撮った後、期間を8日間保存しておくという意味なのか、ちょっとよくわからなかった。
- 大木管財課副主幹 運用としまして、車自体に。
- 青木副会長 それはわかっているんです。
- 大木管財課副主幹 登録されているデータチップ上に1週間、8日程度入れておいて。8日ごとに。
- 青木副会長 だから、実際撮影できるのはそんなに。だから8日もないんですよ。
- 大木管財課副主幹 そうです。撮影は本当に。
- 青木副会長 撮影の容量部分。
- 大木管財課副主幹 その一瞬だけなので。8ギガといっても8ギガをフルに。
- 青木副会長 いや。多分質問だけ食い違っているの。

私が言っているのは、さっき8日間保存すると言われた意味が、8日間撮った分量を保存できる容量というふうに考えておられるのか、撮ったものはせいぜい1分ぐらいだとすると、翌日には1分たてば消えちゃうわけですから、最後の1分間だけは残っているわけですよ。容量としては。画像としては。上書きされちゃうとすると。1分ぐらいの分量だとすれば。

そうすれば、8ギガぐらいあったら、1分間あれば、それは全然大丈夫だと思うけれども。それを8日間保存というのは、意味が。だから、撮っておいたやつを8日間保存なのかということなんです。

○西之原管財課長 つまり事故等がなくても、8日間分はさかのぼって見ることができるかという。そういった話。

○青木副会長 いやいや。さっき説明された意味がわからないんですよ。8日間保存できると言った意味が。上乘せされちゃうんだから、8日間もないんですよ。

○立川会長 8日間たったら最初の古い。

○青木副会長 そうならば、8ギガじゃ全然足りないと思うんです。

○篠崎委員 8日間の保存の仕方ですね。

○青木副会長 そうそう。だから8日間保存するとおっしゃった意味が。例えば、8ギガだとすると、多分1日なんて保存できないですよ。ずっと回し続けていたとすれば。どんどん上書きされちゃうわけでしょ。だから上書きされているから、8ギガの分量しか既に保存されてないわけですよ。

○立川会長 だから8ギガですけれども、記録されるのは事故のときの。

○青木副会長 いや、だからそれはわかっているんです。

○立川会長 1分間だけだから。そういう意味なの。

○大木管財課副主幹 要するに、上書きという説明があれだったんですけれども、実際には撮っていないんですね。ドライブレコーダーのほうに。メモリーには。

○青木副会長 いやいや、撮っているんですよ。撮っているけれども、それはずっと一定の期間保存されてて、事故が起こったら。だって過去形に撮影できないんだから、常に撮ってなきゃダメなんです。

○大木管財課副主幹 そうです。データとしては細切れで残して。

○青木副会長 だから録画されて、どんどん消去されているだけなんです。

○大木管財課副主幹 関係ないところが、どんどん消えていくという。

○青木副会長 だから、それは上書きによって消えるんです。ずっと撮っているんです。ビデオをずっと回しっ放しにして、それで事故があったときに、回していたやつをさかのぼって保存するシステムでしょ。だから、撮っていることは撮っているんですよ。一応メモリーみたいな形でとっていて、それでその後、

事故が起こったら、さかのぼって何秒間の間、保存するかという。

○大木管財課副主幹 残しておくという。

○青木副会長 いわゆる、ハードディスクみたいな形で保存するかという問題でしょ。8日間保存するというのは、この保存されたのを、事故が起こった保存されたのを8日間保存するという意味なのか、あるいはさっき、ちょっとわからなかったのは、データ自体が、結局、事故が起こらなければ、メモリーだからスイッチ切っちゃったら消えちゃうわけじゃないですか。でしょ。だから、何も消えたのを8日間保存しても意味がないわけですよ。

○立川会長 ちょっと誤解があるようですけれども。

○青木副会長 いやいや、だから。わかりませんか、言っている意味が。

○立川会長 事故等で、衝撃がないとレコーダーは回らない。

○青木副会長 そう。いやいや、レコーダーは回っているんです。

○立川会長 回ってないの。

○青木副会長 違う。保存されているんですよ、ずっと。

○立川会長 じゃ何が問題なの。

○青木副会長 違う違う。それだったら。いえいえ、それは機械のシステムの問題だから、ずっとビデオが回ってないとできないんです。

○立川会長 そうなのじゃないらしい。

○青木副会長 いえいえ。だって、ビデオがずっと回ってなければ、事故が起こったとき、ここからさかのぼっては、これは保存できないですよ。

○立川会長 だから衝撃がないと。

○青木副会長 いや、衝撃があった瞬間から撮るんだったら、過去形のものは撮れないじゃないですか。だから、ずっとビデオを回しているんです。回し続けて、これメモリーにずっと残っていて、衝撃があったときに、過去のメモリーを含めて保存するんですよ。

○西之原管財課長 おっしゃるとおりです。

○青木副会長 そういう意味ですよ。そういうやつですね。撮っておくのを、事故があった分のやつを8日間とって行くという意味なのかということなんです。

○立川会長 まずはビデオを回しっ放しかどうかから。

- 大木管財課副主幹 事故の部分だけです。
- 青木副会長 ビデオは回しっ放しにしないと、これの意味がない。役に立たないですよ。だからそれは、ドライブレコーダーってずっと回しっ放しにしないと。ただ、回しっ放しなんだけれども、それは常に保存されているわけじゃなくて、メモリーの中に保存されていて、事故が起こったときに、何秒間前さかのぼったメモリーを。まだメモリー上は生きていますので、それを定着させているわけですよ。それがデータとして残るといふ。
- 西之原管財課長 はい。
- 青木副会長 これを8日間保存するという意味なんですかという質問。
- 大木管財課副主幹 はい、そのとおりです。
- 青木副会長 それと、事故が起こらないときには、全然保存されてないということでもいいんですよ。
- 大木管財課副主幹 はい。そういうことになります。
- 青木副会長 それならわかる。
- 立川会長 いいですか。
- 西之原管財課長 容量の点に、ちょっと精査する必要があるかもしれないですけども。
- 青木副会長 普通の、例えばコンビニなんかも、全く違いますけれども、コンビニなんかずっと、例えば2週間ぐらいずつ回して。ずっと回し続けて、上書きされるんです。だから、それは上書きされなければ、ずっとまた使える。そのまま保存されているんです。そういう形なんですよ。
- 大木管財課副主幹 こちらドライブレコーダー、本当に事故の起きたときだけを保存して。
- 青木副会長 そうですね。
- 大木管財課副主幹 それを8日間とっておくという。
- 青木副会長 だから事故がなかったときは消えちゃうということですね。
- 大木管財課副主幹 はい。
- 立川会長 確認します。レコーダーのほうに8日分とっておくという意味なのか。
- 大木管財課副主幹 レコーダーのSDカードのほうに8日分とっておいて。

- 青木副会長 8日分。そんな容量はないでしょう、だから。
- 大木管財課副主幹 事故を。
- 西之原管財課長 その瞬間のもの。
- 大木管財課副主幹 その瞬間の分を。
- 青木副会長 瞬間のものを。瞬間データを8日間残して。
- 大木管財課副主幹 8日間残して。
- 青木副会長 8日分というとは違うんですよ。
- 大木管財課副主幹 事故した日から8日間の間保存しておくという。
- 青木副会長 だから事故した部分の、数十秒かわからないけれども、その部分のデータを8日間保存するという意味ですよ。
- 大木管財課副主幹 はい。
- 青木副会長 8日分というとは長くなっちゃうから。
- 立川会長 それじゃ、先ほど、このチップから各担当ごとにパソコンのほうへ、その情報を。
- 大木管財課副主幹 その8日間のうちに、警察とか、事故で双方やりとりをするとか、そういうことが発生した場合に、そこから抜き取ってデータをパソコンのほうに落として、そのデータは8日ではなくて必要期間保存をしておくという形になります。
- 立川会長 研修なんかで使うときも、過去にさかのぼって8日分じゃなくて、必要な分だけを。
- 青木副会長 撮影されたのは、とっておいた。だって事故があったとき撮影されてないんだから。それは。
- 西之原管財課長 それ以外の画像はないという想定ですね。
- 青木副会長 だから、もうちょっと8日じゃなくて、もうちょっと長くてもいいと思うんだけど。全部だと意味がないのであれなんだけど。8日間でいいんだけど。
- 大木管財課副主幹 そうですね。それは本当に記録媒体としてカメラに残しているのが8日間とっておくということで。必要なデータ、ちょっともめそうな案件ですとか、裁判になっちゃうような案件ですとか、そういうのについては、パソコンにとっておいて。

- 青木副会長 だから、主に2種類あるわけですね。1つはさっきのコンビニみたいに、絶えずずっと2週間だったら2週間、ずっと映し続けているので、2週間分は絶えず映っている。これだと、こういうのはメモリーのところに映っているので、スイッチ切ったら消えちゃうわけでしょ。何も事故らなければ。
- 大木管財課副主幹 そうですね。
- 青木副会長 そうですね。事故ったところについては定着させるわけですよ。その部分。だから、何も事故がないときには、もうスイッチ切った瞬間に消えちゃうわけですからね。
- そうすると、事故ったときだけのメモリー、画像しか残ってないから、とっておく。もうちょっと長くとっておいてもいいよなという感じがするんだけど、それも8日間で消しちゃうんですか。
- 大木管財課副主幹 一応、それはもう本当に、カメラに残しているのは8日間で大丈夫かなど。
- 青木副会長 それならそれで。それは、ほかに保存しないんですか。
- 大木管財課副主幹 必要なものは抜き取って、パソコンのほうに残して。パソコンに残したデータは必要なときに。
- 青木副会長 それはまた別扱い。
- 大木管財課副主幹 はい。それは8日間という限りではなくて、案件の終わりまで。
- 青木副会長 そうしたら、事故った後。それは、實際上どういうふうになって。SDカードにコピーできる形なんですか。
- 大木管財課副主幹 SDカードに登録をするようなカメラを考慮しておりますので、その後、SDカードからパソコンにデータを落とす。
- 青木副会長 パソコンに移しちゃうと、それはもう上書きしてもいいわけですよ。車のほうとか。
- 西之原管財課長 そうです。
- 青木副会長 だから車についているデータ、媒体自体は、コピーした瞬間に要らないんでしょ。なくてもいいんじゃないですか。
- 大木管財課副主幹 そうですね。
- 青木副会長 そうですね。そうしないと、それ変えなきゃいけないからね。

だから、そこからプリントアウトしたもの、コピーしたものは、むしろっておいたほうがいいんじゃないかと私は思うんだけど。8日間じゃなくて。だって事故ったやつだけなんだから。

○西之原管財課長 この取り扱い、この要綱案の6条のほうで規定しているんですが。原則として(1)のところ。原則としてありますけれども、ただし書きがございまして、この1番ですとか、②番ですとか、こういったときにはこの限りでないという形にはなっています。

○青木副会長 でも、事故ったときのしかないんだから、ちょっと短い感じがするんだけど。むしろ。

○西之原管財課長 事故にも多分いろいろ程度があると思いますけれども。

○青木副会長 これはだから、車についているそのものを保存するという意味だったら、それ買いかえなきゃ大変なのであれだけど、それをコピーして、ほかに保存するならば、事故の情報しかないわけだから、もっと長くてもいいのかなと思うんだけど、そこはどうなんですか。

○西之原管財課長 なるべくデータの保存を長くしないで考えたら、8日間ぐらいなのかなと。今のところは考えるところですが、それは特に延ばすということとは。

○青木副会長 それは車についているところだけ。それならば8日間というのは意味わかるんだけど、ほかにコピーしてあるとすれば、それは事故のデータ、全部事故のデータなわけだから、それはもうちょっと長いほうがいいような気がするんだけど。

○大木管財課副主幹 所管のほうで当初考えているのは、事故とかで、問題にならなかった部分まで個人情報をつまでも持っていることがまずいのかなというので、それで、問題がないものについては8日程度で消しちゃってもいいかなということだったんです。

○青木副会長 それは違う。これ考えて、何かと言うと、車についている媒体自体を8日間、もしかしたら保存するのかなと思ったんです、それを。それを保存するんだったらば、8日間ぐらいにしないと、また使うのは当然のことなので、そうだと思うんだけど、それをコピーする。コピーの画像まで考えていたとすると、ちょっと短いかな。

だから、媒体自体のやつは8日間で、私はいいと思う。車についている、そのもの自体は。だけどコピーした媒体は、もうちょっと長くてもいいんじゃないかなというふうに、ちょっと思っているんですけども。何があるかわからないからね。損害賠償って3年間できるからね。

○立川会長 各所管で保管している期間が明記されていない。

○青木副会長 この媒体自体のやつだったら8日間で、それは十分だと思うんです。ただ、それをほかの媒体に、SDカードに移せば、すぐ普通にUSBなんかにもみんなすぐにコピーできるでしょ。今簡単にシステムできているから。そっちのほうが、もうちょっと長い。だから、この媒体自体は8日間でいいと思うんだけど、ほかに移したところのやつは、ちょっと違う保存期間でもいいかなという感じはするんですけども。

わかりました。それは質問は。

○立川会長 ほかに。

○青木副会長 それからあと1つ、本人通知のところなんですけど、通知する個人の把握が不可能ということもあると思うんですけども。市民じゃない人もいる。

○大木管財課副主幹 そうですね。

○青木副会長 だから了解のもとと不可能な場合もあるということ。

○篠崎委員 資料の8条の3項の③というのがなかなか。警察とかなかなか返してくれないので、催促とか、そういう手続があるのかなと思うんですけども。

○大木管財課副主幹 先ほどの1号の様式の中で、一応返却の年月日ということで、返却されたかどうかを確認できるようにしておきますので、こちらでいつまでも返却いただけないものについては、事件が終われば早急に返却してくれということ。

○篠崎委員 催促。

○大木管財課副主幹 この催促は、当然のようにしていくように考えています。

○立川会長 それは、こちらからはUSBメモリーでも何でもいいんですが、コピーしたものを提供するですとか、例えば、警察か何かで、それをまた警察のパソコンか何かでデータベースとして保存されれば、情報は残っちゃうわけですよ、相手に。それで媒体だけ返してもらっても。

○青木副会長 だから、消去させるとかしないとだめですね。時々、刑事事件で

出てきます。警察のほうから。これが、カメラ。

- 立川会長 余り媒体だけ返してもらっても意味がないような気がする。ちょっとご一考を。はい、どうぞ。
- 海原委員 交通安全を目的とした研修。
- 西之原管財課長 はい。
- 海原委員 それは市職員に対しての。
- 西之原管財課長 そうです。毎年1回全員。運転する全職員を対象として行っております。
- 海原委員 その際、先ほど課長がおっしゃったように、全員生のデータで見ると、非常に影響力大きいと思うのでいいと思うんですが、先ほどおっしゃったように、ストーカー事件でないですけれども、加工されるとおっしゃったんですけれども、かなり広範囲の、映ってほしくない人とか、物とかというの映っているんですけれども、それはどのように加工されるんでしょうか。
- 西之原管財課長 恐らくはマスキングをかけるといいますか、ぼかしを入れて、必要以外のところは。そういったことが想定されます。
- 海原委員 それはもう誰かの判断じゃなくて、事故当事者以外は全部マスキングをかけるということで理解してよろしいでしょうか。
- 西之原管財課長 はい。事故当事者も含まれる可能性が高いですね。職員以外は。職員もですね。
- 大木管財課副主幹 職員も、事故を起こした職員をつるし上げるわけにもいかないのです。ですから、あくまでも事故の状況を見せるだけで、該当職員、そこに映っている人ですね。こちらは少なくとも上にモザイクをかけて、ナンバーとか、そういったものもモザイクをかけることを考えています。
- 海原委員 あと、もう1点。これは、ドライブレコーダーに限らないんですけれども、外部記録媒体持ち出し管理簿というのをおつくりになられて、管理されようとしているんですけれども、これ、逗子市全部にかかわると思うんですけれども、SDカードとか、USBを持ち出すというのは、割と一般の民間の企業というのは、多分ほとんど禁止していると思うんですけれども、単にこういう目的で、かえって所管ですと、何を持ち出されるかというのはわからなくなっちゃうし、危険なような感じがするんです。その辺ちょっとセーフティで

怖いかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○西之原管財課長 実は、これはごく一部の限られた状況の今回利用ですけども、この要綱にもありますけれども、10条です。情報セキュリティ基本方針というのがありまして、まずそちら側が遵守が求められるというのがありまして、一般的に問題になるような外部の記録持ち出しということはできないということにはなっております。

こういった捜査機関からの申し出とか、そういった部分に関しては、特に必要があって行うというところで認めざるを得ないのかなというふうに考えます。

○大木管財課副主幹 この情報セキュリティポリシーの中では、委員さんおっしゃられたとおり、USBメモリー、こういったものについての情報提供。これは原則禁止をされているんです。ただ、データ量が多くて、一般の、通常フロッピーディスクが一番いいんですけども、そういったもので無理な場合についてはセキュリティコードつき、パスワードを入れたUSB。こういったものを、うちの情報政策のほうで用意していますので、そういったものを利用して情報提供をするように考えております。

○海原委員 ちょっと飛んでしまうんですけども、ネット添付でも簡単に。国なんかですと、パスワード振らないと画像が開けないというふうにやっているんですけども、それはいかがでしょうか。写真、画像ですね。

○西之原管財課長 端的に市役所の中で。

○海原委員 市役所というか、ほかの国なんかの機関ですと、「ネットください」というと、必ず本人確認して、確認して、国なんかのほうからパスワードをもらって、その画像を開けるというようなシステムになっている。

逗子市はいかがでしょう。

○西之原管財課長 市の場合だと。

○海原委員 簡単にネットで送れちゃうと思うんですね。多分職員の方だったら。

○大木管財課副主幹 まずメールに、そういった個人情報が入っているもの自体を添付して送るということが、この情報セキュリティ上で禁止をされていますので。ですから、まずメール等での提供ということには行わない。あくまで媒体を通して、その媒体で提供するというように考えています。

当然、そのときには、先ほどもお話ししたUSBメモリーであれば、セキュリ

ティコード、そういったコードがないと開けないようになっていまして、そのコードはまた別にお渡しをして、一緒に持っていっちゃうと、どこかに落としたりすると開けちゃいますので。そういったことで二重のセキュリティを考えて提供するようにしたいと思います。

○海原委員 メール添付を禁止されているというのは、どういう仕組みづくりで禁止されて。単にしちゃだめよと言っているんですか。それとも何か仕組みづくりがあるんでしょうか。

○大木管財課副主幹 逗子市の情報セキュリティの基本方針の中で、個人情報情報をメールで送ってはいけないということで明確化されています。

○海原委員 文章で明確化しているからだけということですね。

○大木管財課副主幹 はい。

○海原委員 以上です。

○立川会長 ほかにどなたか。

どうぞ。

○安達委員 別添という一覧表の資料の下のほうの第10条関係で、利用・提供先と利用・提供の理由というところなんですけど、利用先というのは、これは逗子市内部での利用ですね。提供先というのは外部提供のことですよ。

○西之原管財課長 はい。

○安達委員 これを見ますと、利用については、交通事故の確認、分析、原因究明及び安全運転管理者が行う研修のためなのかということですね。

○西之原管財課長 はい。

○安達委員 それに対して、外部提供のほうは当事者代理人、捜査機関に対して、事故発生時の状況確認を行い、適正な責任割合を割り出すためという、そういう目的ですよ。

○西之原管財課長 はい。

○安達委員 そこはいいですか。

○西之原管財課長 はい。

○安達委員 それと、要綱の7条、8条のところを見ると、一致してないんです。特に8条ですかね。8条は外部提供ですよ。

○西之原管財課長 はい。

- 安達委員 外部提供の目的は8条の1項で、「交通事故の状況、原因を明らかにするため」ということですよ。
- 西之原管財課長 はい。
- 安達委員 そうすると、別添のほうの利用提供の理由と違うんじゃないですか。他方で、事故の責任割合を割り出すということについては要綱では何も書いてない。
- 西之原管財課長 そうですね。責任割合は出てこない。本文に。
- 大木管財課副主幹 そうですね。
- 西之原管財課長 そうですね。言葉としては落ちている。
- 安達委員 ここは一致させないとおかしくなる。
- 大木管財課副主幹 こちらは要綱のほうを、こちらの諮問のほうに合わせさせてもらえば。
- 安達委員 要綱のほうが正しい。
- 大木管財課副主幹 はい。
- 西之原管財課長 要綱にまず書いてないと疑義が出ると思います。実際には保険関係とか、警察自体も必要となることがあると思いますので、そういった使われ方が想定されますので、ここはきちんと書いておいたほうがよろしいと。
- 安達委員 責任割合の問題も要綱に入れる必要があるということですかね。
- 西之原管財課長 書いておいたほうが明らかになると思います。
- 安達委員 いずれにしても一致させる必要があるんじゃないかということです。
- 立川会長 じゃ、要綱のほうの追加をお願いいたします。
- 安達委員 あと、一、二点。要綱のほうなんですけれども、第2条に定義、用語の定義載っていて、データというのがあるんです。データというのは、ドライブレコーダーにより撮影された映像等をいう。これはいいですね。
- それとは別に、6条では、映像データという言葉使っているんです。7条はデータですね。今度9条はまた映像データになっているんです。これは違うものなんですか。
- 西之原管財課長 これはちょっと整理不足な部分だと思います。すみません。
- 大木管財課副主幹 データに統一をさせていただきます。
- 安達委員 あともう1点。言葉の問題ですけれども、別表の、最初の統括管理

責任者の該当職員として、安全運転管理者とありますが、不在の場合には副安全運転管理者ということですね。

○西之原管財課長 はい。

○安達委員 この副安全運転管理者というのは、これは要綱のどこかに出てくるんでしょうか。

○西之原管財課長 要綱の中には、ここしか出てきません。

○安達委員 どこかに副安全運転管理者の指名とか、選任とか、そういうことは決まっているんですか。

○西之原管財課長 これは、道路交通法のほうで車両運送法。別に法律のほうで一定以上の車を保持している事業所が置かなければならないという、そういった役職でございまして、そこでは安全運転管理者並びに副安全運転管理者の選任というのはありまして、それをそのまま使っているということです。

○安達委員 具体的に該当職員に当たる人が、あるいは統括管理責任者に当たる人が、どういう所管課の職なのかということは、あらかじめ決まってないということですか。

○西之原管財課長 それも決まっております。

○安達委員 決まっているんでしたら、それを書いたほうがわかりやすいかな。

○西之原管財課長 1名が私管財課長ということで。もう1名が環境クリーンセンターというところの所長がやって。

○安達委員 3名と言われましたよね。

○西之原管財課長 それから消防です。消防次長。消防参事。

○大木管財課副主幹 今参事ですね。

○西之原管財課長 消防参事という、そういった役職の者がやっています。

○安達委員 それというのを、何か別表に書き込んだほうがいいのかなという。わかりやすいんじゃないかなと思ったんですね。

○西之原管財課長 それは、要綱の審査のところ、他との整合性を見ながら、審査を受ける中で決定していきたいと思います。

○安達委員 要綱だけでいうと、責任者がはっきりしていないという問題があるかなと思っています。

○西之原管財課長 特定はできます、これで。

- 安達委員 知っている人はわかるんですよ。知っている人はわかりますけれども、ぱっと見ると誰がやっているか。
- 西之原管財課長 そうですね。
- 立川会長 ほかにどなたか。
どうぞ。
- 篠崎委員 先ほどの外部の提供の理由で、適正な責任割合を出すためという、それ役所内の話だと思うんですけども。それは結構、提供を受けた人の解釈によるものであるから、主としては、ここに、要綱に書いてある、そこまで書かなくて、交通事故の状況及び原因を明らかにするというだけでいいんじゃないかなと思います。
- 西之原管財課長 逆に。
- 篠崎委員 責任割合を割り出すまで、そこまではしない。しないと思うんですけども。
- 西之原管財課長 普通はそんなに。そういった割合に関しては、何となくお互いの、私どもも保険に入っておりますので、私どもの保険会社。それから相手方の保険会社と話し合いの中で、大抵はそんなに問題なく決まるんですけども、中には、なかなか、保険会社同士でやっても決まらないようなものがありまして、そういったときに、こういったものが必要とされる可能性がありますので。
- 篠崎委員 表現としても、ここに書いてあるように。
- 西之原管財課長 含まれるといえば含まれます。
- 青木副会長 事故状況を知りたいというだけのときもある。わざわざそこまで行かないから。
- 篠崎委員 情報を受けた人がどう考えるか。
- 青木副会長 あるいは、車のナンバーなんか見て、運転手さんの特定なんかもあるかもしれない。もしかすると。
- 西之原管財課長 それは、もしわからないような。不明な、逃げられてしまったとか。
- 青木副会長 車、全然変わっちゃった。車なんかだと映っている可能性あるからね。状況じゃなくて運転手さんの特定なんかも、そういうのあるよ。事故状

況の把握を捉えるということではないかな。それが実際には、いろんな責任割合の特定のために使う場合もあるし、単にそれだけ見て、いいという人もいるし。

○西之原管財課長 どちらかというところ、私たちの内部で使う以外のところに必要とされるという。

○青木副会長 何となくそれは防衛のためみたいな感じが。守ろうという感じがにじみ出ているので、余り露骨に出さなくても守れると思いますので。

○西之原管財課長 悪用するつもりは全然ないんですけども。

○安達委員 もう1点、別添の一覧表の8条関係なんですけど、この8条関係の本人以外から収集する必要性等という欄の記載が、事故発生時においてドライブレコーダーにより録画されているカメラの前に存在するためという、こういう文なんですけども。カメラの前に存在するためというのは、ちょっとしっくりこない感じが。

○西之原管財課長 映り込むということが、ちょっと言いたかっただけです。

○安達委員 結局、だから、ドライブレコーダーにより自動的に録画されるシステムだからということですか。

○西之原管財課長 はい。

○大木管財課副主幹 そうですね。

○安達委員 そう書けばいいのではないかな。

○青木副会長 人からすると、カメラが寄ってきて。

○海原委員 質問です。公用車というのは、車検証上に逗子市というのが書いてあるのが公用車という定義ですか。

○西之原管財課長 そうですね。ただし、例外もありまして、所有は逗子市なんですけども、使用者が別という、そういった車は存在することは確かです。今回は、こちらは、それは含まれていないという想定です。

○海原委員 使用者が違ったら含まれてない。

○西之原管財課長 そうですね。

○海原委員 警察車両なんか8ナンバーですけども、公用車、特にそういうナンバーは関係ない。

○西之原管財課長 種類によっては8もなくはない。消防と。

○大木管財課副主幹 消防とか、パッカー車とか、その辺は8ナンバー。

○立川会長 よろしいですか。

それでは、ほかにどなたかご質問。

それでは、この要綱のほうは、まだ案。

○西之原管財課長 そうです。

○立川会長 今の議論を踏まえて検討していただきたいと思います。

では、この諮問については、これで承認ということによろしいでしょうか。

どうもご苦労さまでした。

○西之原管財課長 どうもありがとうございました。

○立川会長 答申書のほうは、後ほど事務局を通してそちらのほうにいきますので、しばらくお待ちください。

○西之原管財課長 よろしく申し上げます。

○立川会長 ありがとうございました。

—管財課 退室—

—介護保険課 入室—

○立川会長 それでは、議題の3、諮問第7号、地域ケア会議に係る個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

それでは恐縮ですが、自己紹介と説明のほう、お願いいたします。

○須田介護保険課長 介護保険課長の須田と申します。よろしく申し上げます。

○小川介護保険課副主幹 介護保険課高齢福祉係長の小川と申します。よろしく申し上げます。

○間邊介護保険課主査 介護保険課高齢福祉係の間邊と申します。よろしく申し上げます。

○須田介護保険課長 それでは、提案に至った経緯についてご説明をいたします。

団塊の世代が75歳を迎える2025年までに、地域包括ケアシステムの構築が国によって全国の市町村に示されています。

地域包括支援センターとその設置主体である市町村には、地域住民が住みなれた地域で、安心して、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマル、インフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにするため、自助、互助、共助、公助、それぞれの関係者の参加によって形成される地域ごとの、地域の特性や住民特性等の実情に応じたシステムの構築が求められています。

この地域包括ケアシステムが必要な背景としては、少子高齢化、要介護認定者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の担い手不足などによるものです。

その地域包括ケアシステム構築の手段の1つとして、地域ケア会議の開催が介護保険法により明文化され求められるようになりました。

担当のほうから資料の説明をいたします。

○間邊介護保険課主査 諮問の概要になります。

国は、2011年の6月に介護保険法第115条の46の第5項の規定に基づいて、関係者との連携、努力義務を明記いたしました。そして、それを具体化し、多職種協働のもと、フォーマルのみならずインフォーマルな資源やサービスも活用しながら、個別のケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通して関係者の課題解決能力の向上や地域包括支援ネットワークを構築するための有効

な手段として、地域ケア会議を位置づけいたしました。

地域ケア会議については、地域包括支援センター、または市町村が主催し、設置運営することと定義されています。ケア会議の構成員としては、会議の目的に応じますが、センターの職員、または行政の職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員さん、あとは地域住民の組織等の中から必要に応じて出席することとされています。

この会議については、厚生労働省の通知で当初位置づけられていましたが、法改正によって、平成27年4月からは介護保険法の中で制度的に位置づけられました。その位置づけられたところというのが、会議の開催を行うように努めなければならない。地域ケア会議に参加した者に対する守秘義務などが規定されました。

この改正以降、国のほうでは地域ケア会議において、個別の事例の検討を行い、個別ケースの支援内容を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行うことを推進しております。

本市においても、当初地域ケア会議について、厚生労働省の通知に伴い、平成20年4月に地域ケア会議の運用について、地域包括支援センターとともに運営手順というのを決めました。

今回、国のほうでも地域ケア会議を推進している中において、ますます本市においてもケア会議の、特に個別事例を通して開催を行い、本人の生活の支援、個別事例から見えてきた課題を蓄積して地域課題の把握へとつなげ、最終的には政策形成と結びつけていく必要があると考えております。

先ほどお話ししましたように、この地域ケア会議の開催については、医療・介護の専門職種等だけでなく、地域の支援者など、そのときに応じた方が参加者となります。

会議の開催においては、基本的には個人が特定されないように、会議の開催前において、会議で提供する資料を事前に包括支援センターのほうから市に提供してもらい、その会議のテーマに応じた必要最小限の情報の提供のみでの開催となるように細心の注意を払い、会議を開催することとしていますが、提供する情報で特定につながる可能性があります。

会議の開催においては、本人からの同意を前提としたことを考えておりますが、実際に会議のテーマとなる方については、認知症や他の事情で課題を抱えている方で、周囲の支援者が困っている状態が多く、本人からの同意をとることが難しいケースが想定されています。

対象者に対して、会議の開催自体を伝え、理解し、同意を得ることが困難であることが予測され、また、通知等、事前に本人に行うことで、支援者との関係が崩れ、その後の支援に影響が出る恐れがあることが考えられます。

このため、会議の対象となる者の個人情報について、目的外の利用・提供及び本人通知の省略を行い、会議の開催を考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

この地域ケア会議というのは、逗子市の場合、どういうふうに現状やっているんですか。

○間邊介護保険課主査 ちょっと今、個人情報のこの課、かなり会議の開催において、個別事例の検討となると、やはり個人の、名前を伏せて開催をしますが、ある程度本人の年齢、70代とか、80代とか、そういうふうな形で、余り本当に個人の、本人がわからないような形で会議の開催をと思っておりますが、やはりそのテーマに応じて、経済的な状況とか、家族状況とか、その辺を伝えざるを得ないということがありますので、やはり会議の個別課題の検討に当たっては、その辺がテーマによっては詳しく出てしまうということが想定はされています。

○立川会長 この地域ケア会議というのは、まだ始まっていないわけですね。

○間邊介護保険課主査 ちょっと今、個人情報の関係があるので、実際にはできていない状況です。やはり、本人に同意を得ることがかなり難しいと思いますので。

○立川会長 この会議自体はいつぐらいを想定して。

○須田介護保険課長 今、ちょっと補足をしますけれども、地域ケア会議、多分お手元に、この実施手順というのをお配り、事前に行っていると思うんですけれども、ここには個別のケア会議と、あと地域の課題の、地域課題用のケア会議という二本立てになっています。

地域ケア会議の、地域課題の把握のほうについては実施をしています。一方

はやっています。こちらは、個人というよりも、地域での課題、大きな課題ということですので、こっちは実施しています。個人の特定の部分については、保留ということになっておりますので、この審査会のほうで方向性が出されれば、その時点で早期に開催したい。よその市町村でも既に始まっておりますし、現場というか、実際に地域包括支援センターからも、早く取り組みたいという要望が来ておりますので、こちらでの審議次第ということになります。

よろしく申し上げます。

○立川会長 ありがとうございます。

何かご質問ございませんか。

○海原委員 質問じゃないんですけども、所管の方、並びに各委員の方にちょっと僕だけ個人的なことを言っただけとはいけないんですが、国がノーマライゼーションとか、在宅医療を財政の側面から進めていく。その一環として、地域ケア会議をやったほうがよい。在宅医療とか、そういうのをすべきというふうに進んでいる。建前としては非常に理解できるんですけども、高齢化が進んでいる逗子市において、果たして在宅医療とか、ノーマライゼーションというのは受け切れるものなんでしょうか。

○須田介護保険課長 在宅医療の部分のところなんですけれども、病院というのは病床というのが限られています。今、団塊の世代の人たちが75歳を迎えるに当たれば、やはり医療的な要素というものが、今はお元気であっても、将来必要になってくる。

ですので、一旦病院に入院しても、ある程度めどがついた時点で地域に戻される。在宅での医療、介護ということで国のほうは進めておりますし、逗子もそれで計画上進めております。2025年に向けて、そのように進めております。

○海原委員 老老介護を進めていく中で、逗子市は特に高齢化が進んでいるので、果たしてできるのか。地域課題ということわかっているような気がするんですが、果たして耐え得るのか、その場の審議に大変ふさわしくない話をして申しわけないのですが、受けきれないのではないかと思います。

高齢者認知支援でいうと、余計、孤独死とか、かえって医療を受けられないとか、そういう方向に発展していくのではないのでしょうか。

といった、とにかく、まだ話しておりますけれども、医療従事者が情報提供

するという事になると、医療従事者は医療従事者の守秘義務というのが、先生方のほうが詳しいと思うんですけども、それがあって、それをどこまで提供するかということであると、それが二次情報として、守秘義務ということで誓約書取っていますけれども、流れていっちゃうとすると、それはとめようがないような気がするんですが。

いずれにしても、どこまで個人情報を流していいのかというのは、医療従事者が判断できなくなってしまう。

○須田介護保険課長 この地域ケア会議というのは、先ほどの医療情報というのも、あと認知症のまだ軽度のなり始めの方。最近、あの人行動がちょっとおかしいという方も入ってきます、この会議の中には。

そのときには、やはり医療的なものの方のアドバイスがないと、どのような医療的な支援を提供したらいいのか。支えていったらいいのかということも、アドバイスを受けることができなくなりますので、やはり医療の分野の方というのは守秘義務を課せられていますし、重要なことだと思います。

○海原委員 そのこの区別というのは、どこで医療従事者本人に任せる必要ということなんですかね。または、こういうふうに医療従事者が提供して構わない。非常にデリケートなところだと思うんです。

○須田介護保険課長 今、国のほうも介護と医療の連携というのも強く騒がれているか、推進している中で、医療と介護のところを分断してしまうと、適切なケアというのがかなり滞ってしまうような気がするんですけども。

○海原委員 多分、そうだと思うんですけども、そのところがちょっと心配かなという気がするんです。

しつこいんですけども、やっぱり逗子市として、ほかに、地域会議の場合、ここで検討しなくても何とかなっているような気がするんですけども。国の政策だからしょうがないんですけども。本当に老老介護していく中で、幾ら会議をやっても、市が支援とか地域、市だけじゃないですね。自分たちで、地域の方は地域の人を守っていつてあげるといいう力、パワーというのは今ないような気がするんですよ。そんな中でケア会議というのを、開くのはいいことだと思うんですけども、果たして、それが個人の情報を侵害したりとか、かえって逆に追い詰めていくというような気がして心配をしているんですが。

確かにノーマライゼーションとか、在宅、本人も家にいたほうがいいですよ
ね、もちろん。でもやっぱり、それはかえって60歳の息子さんが90歳のお母さ
さんを介護、共倒れしてしまうとかいう方向に、これを読みかえると、そういう
国のほうなんですね。逗子市というんじゃないで。かえって苦しい介護をして
いる奥さんが倒れてしまうとか、親を殺してしまうとかというようなことを、
世間でいっぱい起きていますね。新聞で毎日のように起きていますね。

○須田介護保険課長 介護保険制度とかというものが、まずどうして出てきたか
と言いますと、やはり介護者の負担を減らすということで介護保険が出てきま
した。介護保険だけでは地域がもう支えられない状態になってきているという
中で、自分たちだけではなく、地域の方々の協力も得ながら、中にはそういう
ボランティアの方、やりたいという方もおります。実際に活動してらっしゃい
ます。そういう方々の力を借りて、この高齢化社会というものを乗り越えてい
かなければいけないだろう。保険だけに頼っていたら費用もどんどんかかしま
すし、人材もない中で、やはり必要なところだろうと考えております。

○立川会長 必要性は本当にありますが。この医療関係以外で、どんなことが想
定される。ちょっと私も素人でわからないんですが。何か具体的な、個人が出
るかもしれませんけれども、こんなようなことが考えられるから、この会議が
必要なんだという。もし、ご説明いただければ。

○間邊介護保険課主査 今、恐らく想定、ご本人にかかわる介護保険のサービ
スを受けていけば、ケアマネジャーさんとか、ご本人にサービスを提供している
ヘルパーさんとか、もしくは訪問看護を入れられている方もいらっしゃいます
ので、介護保険使って訪問看護入れている方とか、本人、あとデイサービスへ
行っている方もいらっしゃいますので、デイサービスの職員の方とか、専門的
な方以外については、やっぱり地域の中の民生委員さんとか、自治会、町内会
とか、お隣、近所の方とか、あと本人にかかわっている方って、地域の方でも、
昔から住んでいけば近隣のお友達の方がよく「知っていますよ」と言った場合
には、そういう方にも多分お声がけをしてということがあると思います。

実際に、今でも認知症の方なんかですと、実際に地域において、徘徊とか出
てきてしまうと、介護保険のサービスだけでは、やはりそこが補い切れない部
分というのがあるんですね。そうすると、現状でも地域の方たちが、今でもご

本人さんが今こういう状況ですって、かかわってくれると言ってくれる方については、ケアマネジャーさんと今でも連携をとって、個人の情報を詳しく出すということではなくて、「少し見守りが必要な状態だから近隣で見守ってもらえますか」と言うと、実際に介護保険外のところでも、近隣の方が見守って、その方が安心して暮らしていけるようにということはやっていますので。

やはりその中において、もう少し一歩踏み込んだところというと、やっぱりこういう個別の事例を検討しながら、本人にとってどういうところに着目、現状の状況から着目して、どういう支援を入れたらいいのかというのが、やっぱりよりよくできると思うんです。

だから、やはり個別の事例を検討しながら、必要に応じては、主として、そういう場合は個人だけではなくて、そういう方がいろんな地域にいらっしゃるのであれば、やはり市の政策につなげて、その辺の介護保険以外のサービスを入れていく必要があるのかどうなのかって、政策の中でやはり反映していく必要はあると思います。

○立川会長 本人通知のところに書いてあるように、本人からの同意をとることが難しいケースも想定され、周囲の支援者が困っている状態である者が多くと書いてあるところなんですけど、これって具体的に、どういうことをイメージしているのか。ごみ屋敷みたいな、あんなことをやろうというふうに感じているんですか。

○間邊介護保険課主査 ありますし、認知症の方でもありますし、精神疾患の方もいらっしゃいますので、やはり今、高齢者であっても、いろんなケースの方が多様です。本当に認知症だけではなくて、精神疾患の方で、やはり発症されて、いろんな問題を起こして、なかなか支援が入れないという方もいらっしゃいます。そうすると、幾ら介護保険でサービスを入れようと思っても、そこがやはり本人にとって納得しなければ難しいという部分もありますので、そうすると、近隣で親しまれた方で支援が入るのであれば、やっぱりそういう方にご協力を得ないと、その方が地域で住んでいくというのは厳しいとは思います。

○立川会長 ありがとうございます。

どなたかご質問あれば

どうぞ。

- 安達委員 そうしますと、対象となる高齢者、65歳以上と一応なっていますけれども、それ以上特定できないんですか。
- 間邊介護保険課主査 そのときに応じて、どういう方が現状。実際には、恐らく個別課題に上がってくるという方は、通常のサービスとか、周りの支援者でスムーズにいつているときには、特にこういうところに上がってこないと思われるんです。上がってくるというのは、幾らサービスを入れても、やはりいろんな問題が起きて、地域の力をかりたり、本人にかかわる周囲の力を借りないと、やはり難しいという方だと思うので、それを言うことによって、本人が。認知症の方なんかそうですけれども、やっぱり自分の情報を出されたというところで、すごく。例えば裏切ったじゃないですけれども、信頼関係が崩れてしまって、その後のサービスが入らないとか、そういうふうにつながっていく可能性があると思います。
- 安達委員 例えば、要介護度幾つ以上とか、そういうのではなくて、65歳以上の高齢者全員が対象になるんですか。
- 間邊介護保険課主査 結局、そういうところに問題となって上がってくる方なので、もしかしたら、それは介護保険をサービス入れていない方も、地域で困っている人、さっき先生のほうからおっしゃられたように、ごみ屋敷でいらっしゃる方とか、やっぱりそれは当人にとってはそれがよかれという生活だと思うんですけれども、近隣にとっては悪臭を放ったりとか、ごみが放り投げられちゃったりとか。
- 安達委員 そうだとしますと、対象は相当広範ですね。
- 間邊介護保険課主査 そうだと思う。そのときに。
- 安達委員 近隣トラブルも全部入っちゃう。
- 間邊介護保険課主査 なかなか難しいんですけれども。どこまで。
- 須田介護保険課長 近隣トラブルって、結局民事の部分については、私どものほうではケア会議の対象にはなりませんので、あくまでも高齢者の生活、日常生活を地域で暮らしていけるように守るということだけがテーマですから。
- 安達委員 そうしたら、線引きをはっきりしたいわけですね。
- 須田介護保険課長 はい。
- 安達委員 線引きはきちっとできないわけですから。事実上65歳以上の高齢者

全員対象だというふうに考えざるを得ないのでしょうか。

- 間邊介護保険課主査 現状だと、どういう方というのが、なかなか想定ができないと思います。
- 須田介護保険課長 ですから、テーマが絞れないので、どういう。案件によって、結局このケア会議に参加される方も変わってきます。警察の方が来たりとか、消防の方が来たりとか、そういう場合も想定されます。
- 青木副会長 むしろ逆に65歳未満の方は入らない。
- 須田介護保険課長 基本的には、高齢者という部分での介護保険課のところですので。認知症の方でしたら対象になる可能性がございます。
- 青木副会長 地域ケアプラザというのは逗子にもありますよね。
- 小川介護保険課副主幹 はい。地域包括支援センター。
- 間邊介護保険課主査 支援センター。
- 青木副会長 違うのか。それがこれなのか。
- 小川介護保険課副主幹 そうです。横浜市が地域ケアプラザという名前で使用しています。
- 青木副会長 そうか。横浜市のほうが地域ケアプラザのケースに似て、そっくりなものだから。普通だと地域ケアプラザそのものがやって、市がちょっと。
- 小川介護保険課副主幹 ですので、国でいう地域包括支援センターを、横浜市は地域ケアプラザと呼んでいるんです。
- 青木副会長 横浜市は指定管理者にしちゃったんですよ。長を指定管理者にして、それで市が間接的にやっている形になっているんですね。
- 須田介護保険課長 横浜市は、例えば地域ケアプラザという建物を用意して、そこに包括支援センターが入っているんですけども、逗子市の場合は、事業所の中にそれぞれあります。
- 青木副会長 直轄型というか、直轄型なのかな。
- 小川介護保険課副主幹 業務委託で。
- 間邊介護保険課主査 委託です。
- 青木副会長 やっぱ指定管理者制度はとってない？
- 須田介護保険課長 とってないです。
- 青木副会長 とってない。

○須田介護保険課長 業務委託です。

○青木副会長 そうなると、実際には確かに高齢者の方もやるんだけど、家族の問題が常に巻き込まれちゃうんです。だから、そんなところで子供が精神疾患の子供がいたりすると、一緒にやらないと、年配の方が助けられない。ぶっちゃけ結構大変になっちゃうんですよ。状況は。

○須田介護保険課長 実際に、そういうものも会議で上がってくる可能性はあります。

○青木副会長 たまたま訪問先に特養ホームがあって、そのところが指定管理者でやっている地域があるんですよ。主に、確かに年配の方が中心なんですけども、年配の方々というのは年金で子供と一緒に生活するとか、いろんなケースが出てくると、ある程度情報がないとね。

確かにあれだよ。市からやると裏切ったというあれがあるかもしれないな。

○須田介護保険課長 高齢者を取り巻くさまざまな環境を、ある程度関係者が共有してネットワークを組んでいかないと、支援というのはどうしてもできないものですから。ある意味、そこでの情報共有というのは、どうしても必要になってくる。

これがだめということになってしまいますと、ちょっと我々の仕事が、どうしたらいいのかというのが立ち行かなくなってしまう恐れもあるので。

○立川会長 ほかに、どなたか。

○安達委員 地域包括支援センターというのは、自治体によっては1つだけのところもあるし、複数のところもあるということですが、逗子市は複数。

○間邊介護保険課主査 そうです。

○須田介護保険課長 自治体の規模によって大体変わるんですけども、小さい自治体、葉山は今1つしかありません。逗子は地域を3つに分けて。

○安達委員 3つあるんですか。

○須田介護保険課長 4月には3つになります。

○青木副会長 横浜はいっぱいですよ。

○須田介護保険課長 横浜は百五十幾つあります。

○安達委員 それが、ことしから3つになるんですか。

○須田介護保険課長 はい。

- 小川介護保険課副主幹 国の定義では日常生活圏域。具体的には中学校区ぐらいですね。そこに1カ所ずつ設置することが望ましいみたいな形で。逗子は今まで2カ所で行っていたんですが、日常生活圏域3つですので、それにあわせて、この4月1日にもう1カ所増設で3カ所になります。
- 海原委員 条文覚えてないんですけども、法律、先生のほうが詳しいですけども、国の出している条文というのは、うちの自治体に対して、包括支援センターを設けなさいというところまでで、その中身までは、どこかに書いてあるんですか。
- 小川介護保険課副主幹 そうですね。市町村が設置することができる。
- 海原委員 そこは、そこまでですね。
- 小川介護保険課副主幹 国のほうから、あとは包括支援センターの運営の手引き、事務局対応等が示されている。
- 須田介護保険課長 一応、介護保険法115条の46に、包括支援センターのやるべきことというのが。一応、業務委託もこの範囲に沿って行う。
- 安達委員 3つになって、委託先はそれぞれ別ですか。
- 間邊介護保険課主査 はい、別です。
- 安達委員 そうすると、その3つの委託先にそれぞれ、その地域については、地域ケア会議の主宰をしてもらう。
- 須田介護保険課長 そうです。
- 安達委員 その3つでそれぞれやり方違ってもいいんですか。
- 間邊介護保険課主査 いや、そこは、ある程度こちらのケア会議の。
- 須田介護保険課長 一応、基本的に手順に沿ってやっていただくという。
- 間邊介護保険課主査 はい。実施手順の中で、やり方とか、それが包括によっては違っては困るので、ある程度のそこのやり方というのは、この実施手順のほうで示す。
- 安達委員 実施手順に従っていけば、後はかなり裁量があるんでしょうか。
- 須田介護保険課長 あとは、案件によって、誰に声をかけて、その会議に参加してもらうというのが、包括の支援センターのほうの裁量になります。その方の支援。
- 安達委員 そうすると、3カ所の選定については、基本的にはその地域の支援

センターの判断にお任せするということですか。

○青木副会長 3カ所だとすると、センターに所属されている職員は何人ぐらいおられますか。

○小川介護保険課副主幹 基本的には、常勤、非常勤もありますけれども、私どもとしては、常勤職員5人を求めています。具体的に3カ所ということで、1カ所は社会福祉法人が、具体的に言うと社協です。あとの2カ所は医療法人。

○青木副会長 看護師さんなんかは、そこには所属しておられないんですか。

○小川介護保険課副主幹 5人の職員の。地域包括支援センターの職員の要件で、保健師、もしくは看護師です。あと主任介護支援専門医、いわゆる主任ケアマネというのと、あと社会福祉士。センターですので、管理者として、兼務の場合もありますけれども、センター長をそれぞれ。

○青木副会長 中身としては、大体横浜と同じになるんですか。ただ、指定管理者かどうかというのは、ちょっと違いはある。

○小川介護保険課副主幹 そうですね。おっしゃるとおりです。

○須田介護保険課長 多分、どこの市町村も、この運営のマニュアルに従って、ふえていると思います。

○青木副会長 あとは1つは、目的外利用・提供する個人情報の内容で、経済的な環境というのは、これは税務関係のことですか。

○間邊介護保険課主査 いや、収入。恐らく所得、その人の年金の所得とか、その辺が恐らく出てくると思います。

○青木副会長 年金収入。

○間邊介護保険課主査 あとは、ご家族の必要に応じては、ご家族の把握していれば、その辺が。

○青木副会長 所得税とか、そういう感じの。

○間邊介護保険課主査 所得税ではなくて、恐らく収入、給与収入。

○青木副会長 自己申告。

○間邊介護保険課主査 そうですね。うちはそこまで厳密には調べませんので、自己申告、本人から聞き取りとかを必要に応じてしますので、その辺で。

○小川介護保険課副主幹 あと想定されるのは、負債というか、借金の状況とか。

○青木副会長 そうだね。何となく、これだけで足りるのかなという感じするん

だけれども。ほかにも何かありそうな感じがするんだけど。基本的には、総がかりでやらないと間に合わない感じになっちゃうから、実際に。

○須田介護保険課長 そうですね。ちょっと案件によっても変わってくるんですけども、多くの方に参加していただく場合も想定されます。名前だけを伏せても、ある程度わかってしまうと思いますね。情報提供で。ああ、あの人かなんて。

○青木副会長 認知症になっても、ホームに入っていない、施設に入っていない方もおられるから。

○間邊介護保険課主査 なので、そこでやはり不要な情報は出では困るので、会議の開催前には、当日会議の開催に当たって、どういう情報を出すのかということは、事前に包括の支援センターのほうでつくった資料、こちら市のほうに出していただいて、テーマに沿った情報しか出さない。それも、かなり最小限の情報ということで、こちらもその辺はきちっと、外に不要な情報が出ていかないようにというところは、市のほうでも関与していきます。

○海原委員 いま1つ心配なんですけれども、例えば、こういう会議ですね。今介護保険を使われて、高齢者の方がいらっしゃいます。たまたま、そういう情報が入ったら、そのうちに出産したばかりのお嬢さんがいて、お孫さんですね。そうしたら介護認定度を下げてしまう。それによって財政が国に貢献していくとか、市に貢献していくとかの方に動いていくような心配もするんですが。

○須田介護保険課長 介護の認定は、あくまでも家族の状況とは関係なく、本人の体の状態ということで、介護の度数というのは決まってくるので、家族構成とかは全然関係はございません。

○海原委員 要支援か、支援のほうですかね。例えば、お孫さんがいたから介護の程度が下がってしまうとか。

○須田介護保険課長 同居の親族の状態によって、いわゆる国で決めている、入れられないサービスがあります。多分、それだと思います。

あくまでも家族の状況によって、個々にそれは判断して、サービスというものはケアマネがそれぞれ検討していきますので。

○海原委員 そんな過剰なサービスをやっている人、それもちょっと心配なのは、サービスが、ケア会議のサービスが劣化しちゃうのは、そこは何となく、気は

します。

これだったら大丈夫だろうと、地域の人々、地域ほとんど、私だって隣のうち誰が住んでいるか知らないぐらいですから。知らない人もいっぱいいますし、地域で。逗子で周りに誰が住んでいるかほとんど知らないですね。

地域之力、ボランティアの方たくさんいますけれども、協働課、市民協働課で、それから自治会つくとか、いろいろ活動され、懸命に活動されるのはわかるんですけれども、地域で支えていこうというのが果たして。

ケア会議という趣旨はわかるんですけれども、果たして先生がおっしゃるように、十分に必要最低条件満たしているのかというのは、ちょっとよくわからないんですけれども。

○青木副会長 どっちかという、市のほうがわざわざ出ていくというのも、もう需要があふれちゃっているんですよね。処理し切れないという感じがするんですよね、實際上。いろんな問題が地域の中にあり過ぎる。むしろ、確かに介護保険では、65歳以上ってよくわかるんですけども、実際には、65歳以上の高齢者を助けるために、ほかの家族も一緒にやる、家族も一緒にやらざるを得ない。一緒にやろうとすると、介護保険法がかかってしまって、そっちが処理できないというケースが結構あるんですけれども、私も知っているところでは。

だから、余りにも65歳以上しかできないという、介護保険上はしようがないという感じはするんですけども。基本は、それでしかないと思うんですけども、実際には、65歳以上を助けるために、本当にほかの家族も一緒にやらなきゃいけないとか。

ご家族が調子悪くて、子供なんかも調子が悪いとすると、実際には、買い物なんか行くときには、子供のほうの買い物を一緒にしたり、子供の病院、要するにお母さんが一緒について行ってあげられないから、子供が行くときにも一緒に行かなきゃいけないとか。そういうのは、結構ありそうなふうに、いろんな報告受けていますけれども。多分、同じような状況なんだと思うんですよね。

○須田介護保険課長 おっしゃるとおりです。本人を支援するには、家族が正常というか、お元気ならいいんですけれども、そうじゃないときには、家族の方を間接的な支援というのは、やっぱり出てくるだろう。ケア会議でも出てくるだろうということは想定されます。

○**間邊介護保険課主査** 多分、その事例によっては、そういう部分をやっぱり周囲の方に理解をしていただくということも必要なのかなとは思いますが。

家族がいるからできるでしょうというふうに見る方もいらっしゃると思うんです。でも、そうではなくて、それだけこういうところにテーマが上がってくる方というのは、やっぱり複雑な状況というのが考えられますので、家族のことも理解していただいて、周囲が見ていただくというところで、少し改善されることもあると思うんですね。だから、そういう1つのきっかけにもなると思います。

○**立川会長** 今、ご意見のように、核家族化が進んできて、お互いのコミュニケーションが薄れてきている。さらにそこへ、最近は結婚しない人が非常にふえちゃって、またそこで核家族の上をいくような状況になってきているということは事実なんですけど、そういうことも含めて、こういう会議をやっていただいて、地域で何とか自助努力をしようということは必要なことだと思います。

ほかに、ご意見。

○**青木副会長** 1つ私がお願いしたいのは、むしろ市の情報で全体的に使わないと助けられないケースもたくさんあると思うんですよね。だから、そこはもう単刀直入には大変だと思うんですが、そこは頑張ってやってほしい。

ただし、対象の方は、情報が漏れるのを極度に嫌がるので、そここのところは会議を開くときにちゃんと説明して、ほかに漏れないようにしてもらえればなと思うんですけれども。

○**立川会長** どうぞ。

○**安達委員** 別添の一覧表のところで幾つか気になるところを伺いますけれども。

1つは、下から3つ目の対象となる個人の類型・対象者数のところですが、今伺っていると、高齢者ご本人だけではなくて、家族に関する情報とか、それから支援者に関する情報も、ここには入らないんだろうかというのが1つです。

それから、その下の10条関係のところですけども、目的外利用・提供する個人情報の内容と利用・提供先という部分ですが、これは目的外利用とは、逗子市の機関の中での利用者。そうすると、もともとここに記載されている個人情報というのは、どこの所管課に、どこの所管が保有している情報を、目的外利用として、どこの課が利用するのかという、それがよくわからない。単に実

施機関内部関係所管という、ちょっと表現が曖昧、抽象的なので。この実施機関内部関係所管って一体どこなんだろうかという、よくわからないというのが1つ。

基本的には、そもそも持っている課が、本来持っている個人情報について、別の目的に使いたいという。ほかの課などが収集した目的外に利用したいという場合の話だと思うんですね。

そうすると、そこは明確にする必要があるんじゃないか。その目的外利用する所管課はどこなのかということ。ここには、支援センターは入るのか、入らないのか。その辺をもう少しきちんと整理しないと、なかなかここはわかりにくいと思います。

その2つです。

- 間邊介護保険課主査** 実施機関内部関係所管ってあるんですけども、恐らく障がい福祉課の障がいを持っている方もいらっしゃいますので、障がい福祉課とか、ごみの問題とか、そうなってくると環境クリーンセンターとか、あとは消防ですね。消防のほうで関係してくる方もいらっしゃいますので、消防とか、その辺が今想定はされています。
- 安達委員** それは利用する課ですか。それとも保管している課ですか。
- 間邊介護保険課主査** 保管もしていますね。そちらの所管で持っている情報を、多分、話の中で提供していただくこともあると思いますし、逆に持っていない情報を、うちが出してしまうということがあると思います。
- 須田介護保険課長** ケア会議ですので、もしかするとごみの問題でテーマが上がってきたときに、ごみの所管の人が来たときに、「実はあそこのうち、近所から苦情が来ているんだよ。ごみ収集も困っちゃってさ」という話題になる可能性があります。相互間で提供し合う場合も想定されます。会議で。
- 安達委員** そうすると、提供する元の課と利用する課というのは、特定できるのか、できないのかということですけども。
- 間邊介護保険課主査** できない。
- 須田介護保険課長** できない。案件によって、ちょっと。
- 安達委員** 複数あるんでしょ。
- 須田介護保険課長** はい、複数あります。

○安達委員 複数あると思うけれども。まず、例えば、介護保険課がみずから持っている情報もあれば、障がい関係の課の持っている情報もあれば。そうすると、介護保険課が持っているこの情報、それから障がい関係の持っているこの情報関係というふうに列挙するわけ。

どこかで持っているだろうとかですね。どこかで持っている情報を、どこからか利用しますよというだけの話になっちゃうのか。

○須田介護保険課長 まず、市ですとか、包括支援センターがいろいろ支援が必要だろうということで、包括支援センターが持っている情報で会議を開催します。市と包括支援センターが持っている情報で会議を開催します。

会議を開催したことによって、それぞれの持っているそのお宅、もしくはかかわる情報が、その場で交換される可能性があります。

○安達委員 だから、あと基本的な情報としては介護保険課とセンターが持っている。

○須田介護保険課長 センターが持っている情報で。これはまず第一、最初の情報として。

○安達委員 それを記載した上で、あとは必要に応じて、こういった、こういった、こういうパッケージを利用しますよという。

○須田介護保険課長 そうですね。会議の場に出てくる可能性がありますということですね。

○安達委員 というのは、やっぱり列挙して、全部限定的なのを1つ。そこはある程度特定できるような記載にしたほうがいいかなという気はしますけれども。このままですと、こういう情報を持っていれば、どこも全部入っちゃうんですよ。

○立川会長 そのときの事例によって、どの情報が必要になるかわからないというのは。

○間邊介護保険課主査 そうなんです。

○安達委員 それは、そういうふうに書いたらいいんです。そういうふうに書けばいいんです。

○立川会長 そう書けばいいんだね。

○安達委員 まず、基本的な情報については、介護保険課なり、あるいはセンタ

一で持っている情報ということをまず書いた上で、その他、地域ケア会議、個別課題に応じて関係課の情報を収集するとか。

○立川会長 それでは。

○安達委員 最初の質問のほうは。

○須田介護保険課長 最初の質問のほうは、これ65歳。

○安達委員 本人以外の個人情報収集。

○須田介護保険課長 65歳以上の対象者。

○小川介護保険課副主幹 家族に対する情報が、支援者の情報。

○須田介護保険課長 家族に対する情報、支援者に対する情報。

○立川会長 もう一回、安達委員の。

○小川介護保険課副主幹 安達委員がおっしゃった1番目の質問の家族に対する情報とか、支援者の情報が含まれるのではないかというのは、おっしゃるとおりです。

○安達委員 そうですね。そうすると、ここに記載しておく必要があるんじゃないでしょうかということです。

○間邊介護保険課主査 はい。

○立川会長 ほかに、いらっしゃいますか。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

では、全会一致ということで適当であるというふうに承認いたしたい。

答申書は、さっきの条件を入れて、答申書のほうは事務局のほうから後日出ますので、少しお待ちください。

どうも皆様、ありがとうございました。

○須田介護保険課長 ありがとうございました。

—介護保険課 退室—

○立川会長 議題の4、個人情報事務登録簿についてを議題とします。

これは事務局のほうからお願いします。

○矢島情報公開課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料3をごらんください。登録件数は、前回634件から2件増、1件減で、登録件数は平成28年3月25日現在で635件となります。

新規・変更・抹消の動きがあった実施機関は、全て市長部局です。

資料の2枚目、3枚目の報告案件をごらんください。備考欄に白の四角と黒の四角を表示させていただきましたが、黒の四角は従来どおりの個人情報に関するもの。白の四角は特定個人情報に関するものです。両方の四角が表示されているものは、個人情報に関するもの、特定個人情報に関するものの両方の追加等があったものです。

それでは、上から2段の新規2件についてご説明させていただきます。横の資料をご用意してありますので、そちらも一緒にごらんください。

新規2件につきましては、戸籍住民課と緑政課になります。

戸籍住民課につきましては、1と番号が振ってあります4枚が登録簿となります。

特定個人情報に関するものです。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務で、個人情報の収集目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、通知カード及び個人番号カードを交付すること。また、上記カードに関する各種届け出を受理することを中心に関連する事務をとるためとなっております。

番号法に基づいた通知カード、個人番号カード交付に伴う事務で、記録の名称は31件あります。

それから次に、2とページが振ってありますページをお開きください。

緑政課になります。緑政課につきましては、池子の森自然公園維持管理事業の公園サポーターの登録に係る個人情報の収集となります。ことしの3月19日から土曜、日曜、休日限定で緑地エリアが開園しましたが、池子の森自然公園の貴重な自然を守り、安全で楽しい公園を目指すため、見守りサポーターの登録募集をし、地域の方々に日常的な見守りをさせていただくこととなりました。現在、約50名の方にご登録いただいているそうです。

こちら2件が新規となります。

すみません。サポーターの補足のご説明になります。サポーターのほうには、公園の利用ルールを理解していただきまして、散歩等をする際に、サポーター証をつけ見守りをさせていただくとのことですが、そちらの記録の名称が登録申請書と利用ルールチェック表になります。

次に、変更のご説明をさせていただきます。

変更は84件あります。件数は多いですが、一覧を見ていただきますと、白い四角のみがついているものは、皆、特定個人情報に関するものですので、番号法の施行により、記録の内容が追加となったものが多くを占めております。

それでは、一覧にページ数が記入されているものについて、資料に基づきご説明させていただきます。

まず、3ページから8ページまでが課税課の変更となります。

3ページ、こちら3枚ありますが、事務の名称は、個人市民税及び県民税賦課事務（課税資料の徴収）です。番号法による変更ですので、根拠欄が追加となり、記録の内容の基本的事項の個人番号欄が追加記入となっております。

また、この機会に見直しをしましたところ、今まで登録すべきであった記録の名称等が見つかり、追加登録をさせていただいたものです。

次に、4ページが個人市民税及び県民税賦課事務（課税資料の発送に当たって必要となる資料の徴収）です。根拠欄と個人番号ほか追加となったものです。

それから、5ページ。2枚になりますが、固定資産税都市計画税賦課事務で、根拠欄と記録の内容で個人番号ほか追加となっており、やはり見直しによりまして、記録の名称等が追加となっております。住宅用地申告書ほか記入漏れであったとのことでした。申しわけありませんでした。

それから、6ページ、償却資産評価事務になりますが、根拠欄と記録の内容で、個人番号ほか追加になっているとともに、見直しにより記録の名称等が追加となっております。こちらも償却資産申告データが記入漏れであったとのことでした。申しわけありません。

7ページは、証明、閲覧事務ということで、個人情報収集の目的については、今まで事務の内容が記載されていたため見直しし、修正したものです。また、根拠欄が追加となりまして、記録の名称が追加となっております。

それから、8ページも課税課になります。特別土地保有税賦課事務ですが、こちらは番号法とは関係なく変更となったもので、見直しによる記録の名称等の追加になります。こちらも今まであったものです。申しわけありませんでした。

それから、9ページは、社会福祉課の臨時福祉給付金事務です。こちらは平

成26年度に個人情報収集等につきまして、当審議会から答申をいただいておりますが、事務の終了がさらに1年延長となったこと。それから、記録の名称等が追加となったものです。

10ページは、国保健康課の後期高齢者医療窓口事務です。こちら記録の名称が追加となりましたが、今までもあったものとのことで、今回内容として、個人番号が追加となっております。こちらももともとあるものです。申しわけありませんでした。

それから、11ページ。こちらも同じく国保健康課の予防接種事業（高齢者肺炎球菌）で、記録の名称に接種台帳が追加となっております。こちらも先ほどと同じく、今までもあったものとのことで、今回内容として、個人番号が追加となっております。

12ページは介護保険課で、成年後見制度利用支援事業ということで、見直しにより記録の名称、後見等開始申立書が追加となりました。こちらは、個人番号は関係していません。

13ページは子育て支援課で、母子・寡婦・父子福祉業務ということで、見直しにより記録の名称が追加となり、また個人番号が内容に追加となっております。

14ページは、同じく子育て支援課、児童手当支給事務で、見直しにより記録の名称が追加となり、個人番号が内容に追加となっております。

以上が変更についての報告となります。

抹消につきましては1件で、介護保険課、日常生活用具貸与事業で、事業は終了しており、文書の保存期間が過ぎたため抹消するものです。

今回は、番号法に関連する登録簿の新規変更につきまして登録変更等いたしました。見直しの際に、本来記載されているべき記録も見つかりまして、追加となったものも多くありました。大変申しわけありませんでした。

以上、ご報告させていただきます。

○立川会長 ありがとうございます。

今の報告について、何かご質問ございますでしょうか。

特にいいですね。

それではご意見ないようですので。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○立川会長 次へ進ませていただきます。

次に、議題の5、番号法及び行政不服審査法の施行に伴う条例・規則・規程・要綱・要領等の改正についてを議題とします。

これも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長 平成28年第1回定例会にて、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして可決され、資料4のとおり公布されましたので、ご報告させていただきます。

番号法、行政不服審査法の施行に伴う条例ほかの改正につきまして、今までいろいろご審議いただき、ありがとうございました。

前回の会議で、番号法関係では、個人情報取扱委託基準案をお示しさせていただきましたが、そのときに調整中であった部分も含めまして、今回ご報告させていただきます。

資料5、個人情報取扱事務委託基準をごらんください。

まず、下線部が改正となった部分です。全て追加となっております。

1 ページ目の1、委託基準の趣旨の下線部を追加させていただきました。

それから、次のページ、5、特定個人情報を取り扱う契約に当たっての留意事項が全文追加となっております。こちらに記載のとおり、番号法上、個人番号に対して、個人番号利用事務等実施者本人の安全管理措置義務、委託先の安全管理措置義務、再委託先等の安全管理措置義務が規定され、市委託先、再委託先等に対しては、番号法上の安全管理措置義務が直接適用されるため、個人情報保護条例第31条については改正しておりませんが、特定個人情報を取り扱う契約に当たっては、従来の個人情報保護に加え、さらなる留意も必要なため、このように追加したものです。

契約上の措置例としましては、前回の会議でも触れさせていただきましたが、特定個人情報の取り扱いを含まない契約の場合は、従来どおりの措置例とし、特定個人情報の取り扱いを含む契約の場合については、別の措置例を作成しました。従来どおりのほうを措置例①ということで、契約上の措置例②ということで、後ろから3枚目をお開きください。

措置例ということで、こちらひな形になりますが、契約の条文に特定個人情

報を含む個人情報の保護について下線部を追加し、特記仕様書につきましても、従来のひな形に条文等を追加しております。

特記仕様書の第3条、責任者等の報告は追加の条文です。特定個人情報を取り扱う場合は、「安全管理措置の一環として、受注者は特定個人情報を取り扱う責任者、従業者を明確化し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない」ことを規定したもので、条文説明欄を追加しました。

次の第4条、再委託の禁止等は、第2項以降を追加しております。

番号法第10条では、個人番号利用事務、または個人番号関係事務の全部、または一部の委託を受けた者、受託者になりますが、そちらは発注者の許諾を得た場合に限り、その全部、または一部の再委託をすることができるとされています。

また、番号法第11条は、発注者の委託先への監督義務を定めており、受託者の再受託者に対する監督義務も含まれることから、このように条文説明欄を追加したものです。

それから、飛びまして、11ページ。第14条になりますが、「発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して実地の調査を行うことができる」ことを規定したものです。条文説明欄を追加いたしました。

特定個人情報保護委員会——現在は個人情報保護委員会になっておりますが——の作成しました特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、こちら行政機関等と地方公共団体等編ですけれども、それに沿って検討し、作成しました。

資料5、個人情報取扱事務委託基準については、以上でございます。

それから、行政不服審査法に基づく解釈運用基準の改正ですが、ハンドブック、個人情報の保護のハンドブックの172ページの一番下の欄の、前回確認中とさせていただきます市長による過料の処分についての県知事に対する審査請求につきましては、法制担当に確認しまして、今回の行政不服審査法の改正によりまして、市長に対する審査請求が認められたことにより一段階化とされまして削除となります。

議題5のご説明は以上になりますが、こちらのハンドブックにつきましては、番号法、行政不服審査法関係で様式を含めまして、かなり改正がありましたの

で、次回の会議の際には新しいものをご用意したいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○立川会長 長い間ご苦勞さまでございました。

この件について、ご質問、ございましょうか。

よろしいですか。

それでは、長い間ご苦勞さまでございました。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○立川会長 では、次回になりますね。ハンドブック、お願いいたします。

それでは、次に、議題の6、その他を議題といたします。

これも事務局からお願いいたします。

○矢島情報公開課長 次回の日程についてになります。

昨年度も最終回の審議会において、年間の会議予定を仮決定させていただ
いておりました。今回も可能であれば、1年分の予定をざっくりとなりますけれ
ども、決めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(日程調整)

○矢島情報公開課長 そうしましたら、もう一回確認をさせていただいて、ど
ちらかはメールで必ずご連絡します。6月まであいてしまいますので。早いう
ちに、どちらかに決めさせていただきます。ご予約も入ってくると思いますので。

○立川会長 はい、わかりました。

その他、ほかによろしいでしょうか。

それでは、きょうの審議会、これで終わらせていただきます。

どうもご苦勞さまでございました。

午前12時10分閉会